

保育園のご案内（本編）



I

保育園の利用を検討している方へ

1 小学校就学前に利用できる主な施設等について

施設区分			クラス	申請先	保育料	開園時間	
認可施設	認可保育園 認定こども園（保育部門） ※国の設置基準を 満たした保育施設		区立 区立 民営 私立	0～5歳児 （例外有）	区	無償（P.43参照）	午前7時30分 ～午後6時30分 （全施設で延長保育、一部施設で早朝・夜間保育も実施）
	地域型保育事業	小規模保育事業 ※定員6～19名の小規模な 環境で保育する		0～2歳児			午前7時30分 ～午後6時30分 （一部施設で延長保育実施）
		家庭的保育事業 ※定員3～5名で家庭的な 雰囲気の中で保育する					午前8時～午後6時
		事業所内保育事業 ※事業所の保育施設で、従業員の子ともと地域の子ともを保育する （品川区では現在は実施していません）		施設ごとに異なる			施設ごとに異なる
		居宅訪問型保育事業 ※障害・疾病等で個別のケアが必要な際に、自宅にて1対1で保育する					午前8時～午後6時のうち 最長8時間
認可以外の施設	認証保育所 ※認可外保育施設のうち、 東京都の設置基準を満たした 保育施設		施設ごとに異なる	施設	施設ごとに異なる （助成金制度有）	施設ごとに異なる	
	その他の認可外保育施設				施設ごとに異なる （一部施設は助成金制度有）		

※上記は保育施設です。幼稚園や認定こども園（幼児教育部門）等の教育施設に関しては、区のホームページや冊子「品川区立幼稚園案内」、冊子「品川区立認定こども園案内」等をご確認ください。
なお、幼保一体施設や区立認定こども園の概要は、P.30～31をご確認ください。

保育園の年齢（クラス）についての考え方

★保育園は、4月1日現在の児童の年齢によって、その年度のクラスが決まります。

例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、**1歳になった次の4月から1歳児クラス**となります。

例）令和7年6月10日生まれの場合、令和8年6月10日に1歳になりますが、
令和9年4月1日から1歳児クラスとなります。

★品川区には1歳児クラスからの保育園がいくつかありますので、
保育園を選ぶ際は、十分ご注意ください。

2 保育認定について

●施設利用のための認定

小学校就学前の施設等を利用する場合には、品川区から利用のための認定を受ける必要があります。
認定の種類は、主に利用希望施設・事業と年齢によって区分されます。

利用希望施設・事業	要 件	認 定	年 齢	区 分
幼稚園（※1） 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業（※2）	保育を必要とする事由に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間 保育短時間	満3歳以上	2号認定
			満3歳未満	3号認定

※1：子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園を利用する場合は、1号認定が必要です。（最新の移行状況については、区ホームページを参照）

※2：品川区の地域型保育事業のうち、「家庭的保育事業・小規模保育事業」は、2歳児クラス（3歳になった年度末）までが利用可能です。（P.35～37参照）

◇認定の有効期間について

教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間は3年間（満3歳以上は2号認定、満3歳未満は3号認定）を基本としつつ、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、再度認定申請が必要です（認可保育園に申請中または在園中の方については再申請不要）。

●保育園等の利用申請ができる方の要件（「保育を必要とする事由」）

保育園等に利用申請ができるのは、保護者が次のいずれかの、児童の「保育を必要とする事由」に該当する場合です（児童に集団生活を経験させたいという理由での申請はできません）。

また、児童の出生前に申請はできません（2月および4月1次入園申請を除く）。

- ①就労……………月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすること
- ②妊娠・出産……………妊娠中または出産後（入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合）
- ③疾病・障害……………疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④介護・看護・付添……………親族（申請児童の祖父母や兄弟姉妹等）を介護または看護していること
- ⑤災害復旧……………災害の復旧にあたっていること
- ⑥求職活動……………継続的に求職活動（起業準備を含む）をしていること
- ⑦就学……………学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧その他……………児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

●保育の必要時間について（「保育の必要量」）

保育認定にあたっては、保育を必要とする事由または世帯状況等により、保育の必要時間（保育の必要量）を「**保育標準時間**」（1日8時間超）と「**保育短時間**」（1日8時間以内）の2つの区分で認定します。区分により、保育園の利用時間等が異なります。

保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の保育を必要とする事由または世帯状況等により、個別に決定します。**

《例》就労の場合は、「勤務時間+通勤時間」が、基本の保育時間です。

※「保育を必要とする事由」および「保育の必要量」は、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上の保育認定を希望する場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる内容で認定できません。

●保育期間

保育を必要とする事由に応じて、保育の必要量（必要時間）と保育認定の有効期間（保育期間）が決まります。保育期間は、最長で小学校就学前（6歳になった年度末）までです。ただし、年齢制限のある保育園はその年齢になった年度末まで、地域型保育事業は2歳児クラスまでです。（連携施設についてはP.38を参照してください。）

保育を必要とする事由	保育の必要量（必要時間）	保育認定の有効期間（保育期間）
就労※1 就学/介護・看護・付添	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害		出産(予定)月を挟んで、前後2ヶ月間(計5ヶ月間)
妊娠・出産		災害の復旧活動に従事する期間
災害復旧		左記の事由により保育が困難と認められる期間
児童虐待・DV		利用希望月から2ヶ月間
求職活動	短時間	左記の事由により保育を必要とする期間
育児休業※2		

※1 一日6時間未満の就労の場合は、原則短時間です。

※2 育児休業については、すでに認可保育園・地域型保育事業等に在園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定および入園申請はできません（入園月に復職が必要です）。

●認定内容の変更について

認定申請した後に、認定内容（保護者氏名、保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等）が変更になった場合、認定の変更申請が必要です。

申請には、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」が必要です。（「●申請後の手続き等（P.25）」を確認してください。）変更する月の申請締切日までに、保育入園調整課入園相談担当へ届出をしてください。（短時間認定から標準時間認定への変更等、利用調整基準（選考基準）に影響を与えない変更は前月20日までに申請してください。）

●短時間認定における保育時間について

短時間認定の児童の保育時間は、保育園によって異なります。希望園をご検討の際には、次ページの表を確認のうえ、利用申請してください。

①短時間認定の児童について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に
応じて保育時間を設定できる保育園

……8時間を超えた預かり時間に対して別途、延長保育料が発生します。

②短時間認定の児童について、保育時間が固定されている保育園

……保育園で決められた預かり時間を超えた分について、別途、時間内延長保育料が発生します。

※午前7時30分までの早朝保育、および午後6時30分以降の延長夜間保育は利用できませんのでご注意ください。

※対象園は変更する場合があります。最新の情報は直接施設にお問い合わせください。

短時間認定枠の保育時間		対 象 園
①短時間認定の児童について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に応じた預かり時間を設定できる保育園		(区立園) 全園 (私立園) 下記固定園以外
②短時間認定の児童について、 保育時間が固定されている保育園	午前8時 ～午後4時	(私立園)・ソラスト（えばら・おおいまち・なかのぶ・ひがしお おい・ふどうまえ・むさしこやま） ・さくらさくみらい（北品川・御殿山・品川シーサイ ド・東大井・東品川・武蔵小山） ・ポピンズナーサリースクール（勝島・上大崎・ 西五反田・目黒）
	午前8時30分 ～午後4時30分	(私立園)・ウィズブック保育園（荏原・天王洲・西五反田・ 武蔵小山・武蔵小山パルズ） ・Gakkenこどもえん ・クオリスキッズ（大井町・大井町第2） ・くりのき保育園 ・グローバルキッズ（荏原町・大崎園・立会川園・ 戸越園・中延園・西大井園） ・しなおおコスモ ・品川大和 ・空のはねこども園 はたのだい ・たから ※1 ・チャイルドマインダー（小山台東・平塚荏原）※2 ・どんぐり保育園 ・なぎさ通り保育園 ・にじいろ保育園（大崎・勝島・南大井） ・認定こども園 こっくる ・ベネッセ大崎広小路 ・みずなら保育園 ・ルーチェ保育園 南品川 (小規模保育事業) ・ウィズブック保育園大森海岸 ・しいのみ保育園
	午前9時 ～午後5時	(私立園)・アイ ・AIAI NURSERY 大崎 ・アスク南大井 ・アソシエ（旗の台・東大井公園） ・（仮称）大崎ここわ保育園 ・キッズタウンにしおおい ・キッズラボ中延園 ・こどもヶ丘保育園小山園 ・太陽の子（西五反田・南品川） ・たんぼぼ保育所東大井園 ・チャイルドマインダー（小山台東・平塚荏原）※2 ・ニチキッズむさしこやま保育園 ・はぐはぐキッズ（こども園中延・二葉） ・（仮称）ほっぺるランド大井町 ・ほっぺるランド東品川 ・まなびの森保育園品川シーサイド ・みらいく（旗の台園・東大井園・東品川園） ・モニカ荏原中延園 (小規模保育事業) ・こどもヶ丘保育園大井町園 ・はぐはぐキッズ（荏原町・西大井）

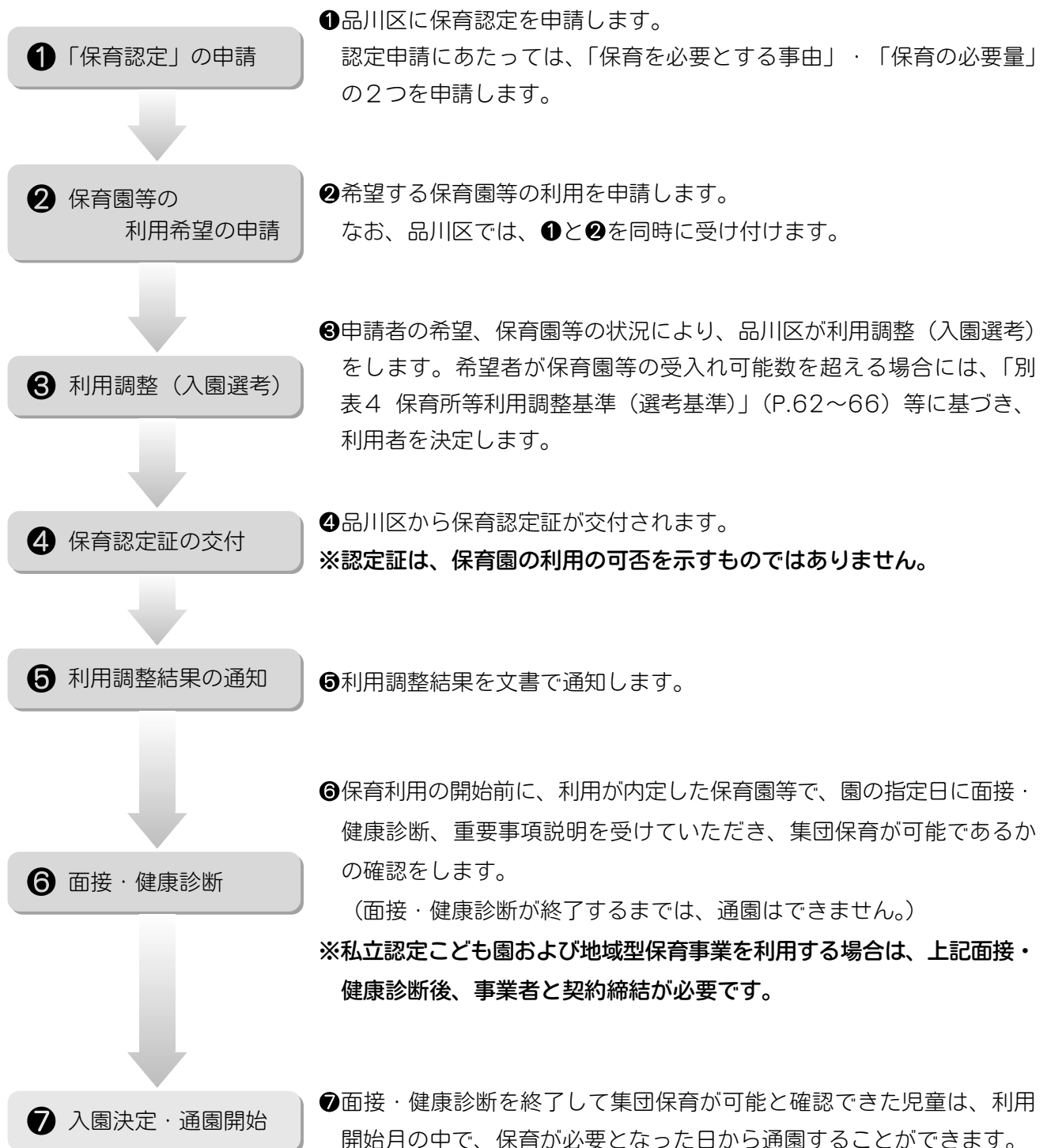
※1 たから保育園は令和8年4月より、午前8時30分～午後4時30分に短時間認定枠の保育時間を固定する予定です。

※2 チャイルドマインダー（小山台東・平塚荏原）の預かり時間については直接施設にお問い合わせください。

③ 保育園等の利用申請について

●保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）を利用する場合は、以下のとおりです。
申請にあたっては、原則として品川区に住民登録があることが必要です。区外から申請される場合は、「●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項」（P.26）を確認してください。
※認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に申請してください。



●利用申請の方法

利用申請は、下記で受け付けています（FAX・メール不可）。

各月の申請締切日等については「別表3 保育園入園申請スケジュール（P.61）」を確認してください。申請締切日に間に合うように申請してください。欠員状況等に応じて、利用調整（入園選考）をします。ご提出いただいた申請書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です。翌年度4月入園を希望する場合は、改めて「入園申請書類一式」等の提出が必要です。なお、提出された書類は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。

（1）電子（マイナポータル）

申請するには、マイナンバーカードとスマートフォン（一部機種のみ）またはパソコン（ICカードリーダライタ）が必要です。

※「●令和8年4月以降の申請に必要な書類（P.22～23）」を必ずご確認のうえ、書類の記載漏れおよび添付漏れがないよう申請書類を準備してください。そのほか、利用方法については、マイナポータルまたは品川区ホームページをご確認ください。

※不足書類がある場合または書類の内容に不備がある場合は、申請締切日まで提出されている書類で選考いたしますのでご了承ください（4月1次選考を除く）。

（2）郵送（簡易書留）

保育入園調整課入園相談担当あてに申請書類を送付してください（令和8年4月の入園申請より消印有効）。

郵送は、到着までにお時間がかかるため、余裕をもってご提出ください。簡易書留での手続き方法は、郵便局へお問い合わせください。

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

「●令和8年4月以降の申請に必要な書類（P.22～23）」を必ずご確認のうえ、書類の記載漏れおよび同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

（3）区役所の保育入園調整課入園相談担当窓口

●出生前申請について

2月および4月入園の1次利用調整のみ、出産予定での申請が可能です。2月および4月入園の1次利用調整以外は、出産予定での申請は受け付けておりません。

（1）対象者

①2月入園

分娩予定日が令和7年10月30日以降の児童

※分娩予定日が10月29日以前でも、実際の出生日が10月30日以降の場合は出生前申請ができません。

※出生日が12月7日以降になった場合は、出生前申請をしても2月入園の利用調整の対象にはなりません。

②4月入園

分娩予定日が令和7年11月8日以降の児童

※分娩予定日が11月7日以前でも、実際の出生日が11月8日以降の場合は出生前申請ができます。

※出生日が2月4日以降になった場合は、出生前申請をしても4月入園の利用調整の対象にはなりません。

（2）出生前の手続き

「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）の書類に加え、「親子健康手帳（母子健康手帳）の写し（表紙、分娩予定日記入のページ）」「出生前の保育所等利用申請に係る同意書」を申請締切日までにご提出ください。各入園月の申請締切日は、「別表3 保育園入園申請スケジュール」（P.61）をご確認ください。

（3）出生後の手続き

出生後14日以内に「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）」をご提出ください。

※出生後14日以内に上記の手続きをしなかった場合は、利用調整の対象にはなりません。

※内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、入園できない場合があります。

●申請時の注意事項

(1) 希望園の選び方について

保育の利用調整（入園選考）では「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.62～66）に基づき、基本指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から順に保育利用の内定者を決定します。

複数園で入園内定者になりうる場合には、最上位の希望園で入園内定とします。上位の希望園が下位の希望園よりも内定しやすくなることはありません。**希望園は第8希望まで**記載することができます。通園可能な範囲内で**利用希望順**に記載してください。

(2) 転園申請について

品川区認可保育所等から転園内定した後は、いかなる場合も転園を辞退して現在在園している品川区認可保育所等に残ることはできません。転園申請後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに**各月の申請締切日までに**、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」にて申請を取り下げてください。

(3) 保育利用の内定後に辞退する場合

内定後速やかに「入園辞退届」を、書面で提出してください。「入園辞退届」が利用開始月以降に提出した場合は、**登園の有無に関わらず、在籍扱いになります。**

(4) 出産予定のある方へ

就労要件等で申請した方でも、第2子以降の出産予定があり、入園月が出産（予定）月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）に該当する場合は、原則として出産要件で審査します。

ただし、入園月に就労する場合は、就労要件で審査します。

出産要件が終了した場合、申請要件の変更手続きまたは申請取下げ手続きが必要です。

(5) 育児休業中に申請をする方へ

- ・保護者が育児休業を取得している期間を利用希望月として、保育園等の入園申請はできません。育児休業を取得中の方は、復職する月から入園可能です。**復職せずに保育の利用を開始することはできません（慣らし保育を除く）。**

- ・入園可能となった際に以下の条件を全て満たさない場合は、審査の公平性を鑑み、保育の利用（内定）を取り消します。

①入園月中に復職かつ復職日以降に保育園の利用をすること（慣らし保育期間は対象外）。

②必ず育児休業を取得している会社に復職すること。

※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。

- ・現在育児休業要件にてお預かりしている区内認可保育園在園児童が転園申請する場合は、転園希望月に復職予定がない場合でも特例として転園申請をすることができます。ただし、基本指数は「就労」ではなく、「妊娠・出産」を適用します。

※「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含みます。ただし、年齢上限のある区内認可保育園や区内地域型保育事業を卒園する場合の4月の入園選考については、適用対象外です。

- ・育児休業の延長も許容できる方については、入園申請書類一式の中の「入転園確認表」にて育児休業の延長を許容できる旨を申告してください。この場合、入園選考における優先順位は、一番低いものとして取り扱います。

※育児休業または育児休業給付金の延長手続きについては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。また、**各月の保育所等利用不可通知書については、締切日までに申請がない場合、いかなる理由があっても発行することができません。**延長に必要な入園希望月等を必ず確認したうえで申請締切日までに申請してください。

(6) 幼保一体施設を希望する方へ

幼保一体施設を希望する方は、P.30～31をよくご確認ください。

(7) その他

- ・提出した書類と事実と相違があった場合には、保育の利用（内定）を取り消します。申請後や内定後に状況が変わった場合は、至急保育入園調整課入園相談担当へご連絡ください。
- ・一度提出した申請書類は返却しません。必要な方は、あらかじめ写しをお取りください。
- ・申請児童および兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合は、必ずお支払いを済ませてください。お支払いが確認できない場合は、調整指数において減点対象となります。
- ・区外へ転出した場合、申請は失効になります。

●児童の健康上あるいは発育・発達上で気になることがある場合

保育園等の利用を希望する心身に障害のある児童や、心身の発育・発達状況から配慮を要する児童（早産児を含む）、医療的ケアが必要な児童について、発育・発達に考慮しながら集団でのよりよい保育を行うために、特別支援保育審査会（以後、審査会）を実施します。

児童を集団でお預かりするうえでの配慮および集団保育の可否等について、書面または面接にて審査をし、集団保育が可能と判断された児童は、利用調整（入園選考）をします。

利用申請にあたり、「心身状況報告書」（主治医作成）および「児童調査書」（保護者作成）等の提出が必要です。

※医療的ケア児について

利用を希望する方は、必ず事前にご連絡ください。

区立保育園で対応できる医療的ケアは、下記のとおりです。

- ・たん吸引
- ・経管栄養
- ・血糖値測定、インシュリン注射、インシュリンポンプの与薬操作
- ・導尿
- ・在宅酸素療法
- ・ネブライザー、ネブライザーによる与薬
- ・午睡中のみ使用する人工呼吸器
- ・人工肛門

その他の医療的ケアについては、別途ご相談ください。

私立保育園はとうかいどう保育園（南品川1-2-11）での受入れが可能です。（令和7年10月1日現在）

詳細は品川区ホームページより、「児童の健康上あるいは発達上で気になることがある場合」の「医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン」をご覧ください。

その他ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

※事前に現在の児童の状況について聞き取る場合があります。締切日より余裕をもって申請してください。

※家庭的保育事業、小規模保育事業については、運営上、特別支援児童の保育ができない場合があるため、希望する際はご注意ください。

※申請の際に疾病・障害に関する申告がなく、入園内定後に園との面談等で疾病・障害が確認された場合は、内定取消または保留となる場合もあります。



品川区ホームページ

●令和8年4月以降の申請に必要な書類（育児休業明け入園予約制度についてはP.33～34をご確認ください）

下記1～8を最後まで必ずご確認ください、あてはまるものについては全ての書類を各月の申請締切日まで
 選考基準についてP.62～66を必ずご確認くださいのうえでご申請ください。申請締切日までにご提出のある書類に
 出いただく場合があります。また、保育を必要とする事由が災害・児童虐待・DV等を理由とする場合には、

確認項目		提出書類
1. 必須書類		
品川区内の認可保育園に入転園申請をする方		入園申請書類一式（品川区所定様式） ・保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書 ・入転園確認表 ・重要事項説明書※申請前に必ず確認してください ・きょうだい入園（転園）条件確認表（複数の児童を申請する場合のみ）
2. 基本指数に関する書類（保育を必要とする状況を証明する書類）・・・保護者どちらも必要		
該当するもの ご提出ください	常勤・パート・内職等で働いている場合 （内定している場合・親族の経営する会社に勤務する場合も含む）	就労証明書（品川区所定様式）
	自営業・経営者・役員等の場合	就労証明書（品川区所定様式）＋就労を証明する書類 （前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの）
	妊娠中または出産後の場合	親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記載のページ）
	疾病または心身に障害がある場合	①保育状況意見書（品川区所定様式） ②障害者手帳等の写し（お持ちの方のみ）
	疾病または心身に障害がある親族を、看護・介護している場合	①介護状況申告書（品川区所定様式） ②根拠書類（診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被 保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写し）
	大学または職業訓練校等に通学している場合	就学（予定）状況証明書（品川区所定様式）
3. 調整指数に関する書類・・・該当する方のみ		
認証保育所または認可外保育施設等（都道府県に届出がある施設）、連携施設未設定の地域型保育事業に通っている場合		受託証明書（品川区所定様式） ※預け先にて証明が必要です。
(1) 児童の心身に障害、疾病等がある場合 (2) 児童の健康上気になることがあり、病院に通っている場合（早産児を含む）（P.21参照） (3) 児童の発達上気になることがあり、病院または療育施設に通っている場合		①主治医作成：心身状況報告書（品川区所定様式） ②保護者作成：児童調査書（品川区所定様式） ③障害者手帳・発達検査結果等の写し（お持ちの方のみ）
保育士等として保育園等に在籍している場合		保育士等優先入園に関する誓約書（品川区所定様式）
保護者が障害者手帳を保持している場合		障害者手帳の写し
保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合		特定医療費（指定難病）受給者証の写し
4. 階層算定に関する書類（住民税額を証明する書類）・・・該当する方のみ		
令和5年または令和6年中に海外収入がある場合 （国外に居住し、収入がない方を含む）		年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式） ※下記のとおり入園希望月に応じて、該当する年の海外収入をご提出ください。 ① 令和7年5月～8月の利用月に入園申請する方 →令和5年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ② 令和7年9月～令和8年4月の利用月に入園申請する方 →令和6年中の年間給与証明書・年間収入申告書
ひとり親世帯		離婚受理証明書、児童扶養手当受給証明書、戸籍謄本等、ひとり親であることを証明する書類
ひとり親に準ずる世帯		事件係属証明書、離婚調停中であることを証明する弁護士からの証明書等
5. 区外からの申請に関する書類・・・該当する方のみ		
品川区外から申請する方		①品川区外からの申請に伴う確認表（品川区所定様式） ②保護者の本人確認書類 ③申請児童の生年月日が確認できる書類
6. マイナンバーに関する書類		
(1) 郵送（簡易書留）で申請する方 (2) 窓口で申請する方		①個人番号確認書類 ②本人確認書類
7. 出生前申請に関する書類・・・2月および4月入園の1次利用調整で申請する方のみ		
(1) 2月入園にて申請をする方 (2) 4月入園にて申請をする方		①親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記入のページ） ②出生前の保育所等利用申請に係る同意書（品川区所定様式）
8. その他に関する書類・・・該当する方のみ		
外国籍で大使館勤務の方		①大使館発行の証明書（家族全員の住所、生年月日記載のもの） ②年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）
生活保護を受給している方		生活保護受給証明書

にご提出ください。なお、提出書類をもとに品川区保育所等の利用調整基準により利用調整をします。
て保育認定・利用調整（入園選考）をしますので、ご了承ください。必要に応じて、下記以外の書類をご提
別途、お問い合わせください。

備考
・家庭内で2人以上の児童を申請する場合でも1枚に記載し、申請する児童にチェックをつけてください。 ・申請書には、マイナンバーの記載が必要です。詳細はP.24をご確認ください。
勤務先より証明を受けた就労証明書の記載事項について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。転職予定の場合は、現在の勤務先だけでなく、転職先の就労証明書も提出が必要です。 記載例をもとにご記載頂いた内容について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。転職予定の場合は、現在の勤務先だけでなく、転職先の就労証明書も提出が必要です。
入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に必要です。
記載事項について、申請前に必ずご確認ください。 記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。
調整指数番号8の適用条件は、下記の2点です。 ①預かり時間が月48時間以上であること。（入園希望月の前月までに預ける予定を含む） ②就労要件にて申請する場合は、入園希望月の前月までに就労していること。（入園希望月の前月までに就労する予定を含む）
心身状況報告書について、定期的に通っている主治医がいな場合は、保育・教育担当（特別支援）にご相談ください。
—
—
—
・会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。 ・住民税未申告または税資料（年間給与証明書・年間収入申告書等）の提出がなく税額の確認ができない場合は、区市町村民税所得割額1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層算定になります。 ・国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分の申告をお願いします。 ※令和7年5月～8月の利用月を申請し、令和7年9月以降も申請継続される方で令和6年中に海外収入がある場合は、令和6年中の年間給与証明書・年間収入申告書の提出が必要です。（国外に居住し、収入がない方を含む）
状況に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。
離婚調停中、協議中等である場合ご提出ください。
・品川区外からの申請については、P.26～27を必ずご確認ください。 ・左記②③については、P.24を必ずご確認ください。
（1）郵送（簡易書留）で申請する場合は、保護者および申請児童分の左記提出書類の写しを同封ください。 （2）窓口で申請する場合は、来庁された方の左記提出書類をご提示ください。 詳細はP.24を必ずご確認ください。
（1）2月入園は分娩予定日が令和7年10月29日以前でも、実際の出生日が10月30日以降の場合は出生前申請ができます。出生日が12月7日以降になった場合は、出生前申請をしても2月入園の利用調整の対象にはなりません。 （2）4月入園は分娩予定日が令和7年11月7日以前でも、実際の出生日が11月8日以降の場合は出生前申請ができます。出生日が2月4日以降になった場合は、出生前申請をしても4月入園の利用調整の対象にはなりません。 （3）出生後14日以内に保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）をご提出ください。
①について、勤務している方以外の家族の住所、生年月日の記載が難しい場合、家族分のパスポート等の写しを追加でご提出ください。 ②について、保護者ともにご提出ください。
—

●マイナンバーの記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、保育園等の入園を希望する方は、入園申請書類一式の中の「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記載してください。ただし、災害、児童虐待、DV等の理由で同居されていない場合は記載不要です。）。申請書を提出の際は、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、以下の内容を確認のうえ、必要書類をご準備ください。

区役所窓口に出す場合

窓口に来庁した場合、「個人番号確認」と「本人確認」をします。次表の必要書類をお持ちください。

※代理者が提出する場合は、申請者本人からの委任状の提出と①代理者の本人確認書類、②申請者の個人番号確認書類の提示が必要です。

郵送（簡易書留）提出の場合

保護者と申請児童の個人番号確認書類の写しと申請書内「代表者署名」欄に記載した保護者の本人確認書類の写しを、他の申請書と合わせてご提出ください。

必 要 書 類	説 明	
(1) 個人番号確認書類 (正しい番号であることの確認)	◎個人番号が記載されたものをご準備ください。 ・マイナンバーカード ・住民票の写し ・個人番号通知カード	
(2) 本人確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)	◎以下のうち (A) または (B) のいずれかの書類をご準備ください。	
	(A) 【顔写真付きの本人確認書類 1 点】 ・マイナンバーカード ・運転免許証（運転経歴証明書） ・旅券（パスポート）・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 ・写真付き社員証 など	(B) 【顔写真なしの本人確認書類 2 点】 ・住民票の写し ・健康保険証 ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 など

※原則、申請書にはマイナンバーの記載が必要ですが、未記載であっても受け付けます。

※申請書にマイナンバーが未記入の場合は、区でマイナンバーを確認したうえで、法令で定める範囲内で使用場合があります。

※住民票の写しを提出する際は 1 通のみでかまいません。

※健康保険証は記号・番号・QRコード（QRコードがある場合）をマスキングして写しをとってください。

●申請後の手続き等

(1) 利用申請後、下記の変更があった場合は、必ず期日までに保育入園調整課入園相談担当へ届出してください。

変 更 内 容	提 出 書 類 (すべて品川区様式)
①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）を変更したいとき ②利用申請を取り下げたいとき ③希望利用園・利用希望月を変更したいとき ④住所・電話番号を変更したとき ⑤家族構成を変更したとき	【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
⑥保護者の仕事を変更したとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②就労証明書 ③就労を証明する書類（前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの） ※③は自営業、経営者、役員等の場合のみ
⑦児童が認可外保育施設等（認証保育所を含む）に通い始めたとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②受託証明書
⑧育児休業から復職したとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②復職証明書
⑨兄弟姉妹の入園条件を変更したいとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②きょうだい入園（転園）条件確認表
⑩住民税申告済の方が修正申告したとき 住民税未申告の方が申告したとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②住民税申告受領書または課税（非課税）証明書

(2) 利用調整の結果、保育園等を利用できない方に対しては、利用希望した最初の月のみ結果を文書で通知します。それ以降については、結果の連絡はしません。

（申請は申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度2月入園の利用調整まで有効です。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「入園申請書類一式」等の提出が必要です。）

●ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）

品川区のホームページから、下記の書類をダウンロードできます。

- 入園申請書類一式
- 【記載例】入園申請書類一式
- 就労証明書
- 【記載例】就労証明書
- 【記載要領】就労証明書
- 介護状況申告書
- 保育状況意見書
- 就学（予定）状況証明書
- 復職証明書
- 【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
- きょうだい入園（転園）条件確認表
- 【記載例】きょうだい入園（転園）条件確認表
- 児童調査書
- 心身状況報告書
- 年間給与証明書・年間収入申告書
- 受託証明書
- 保育士等優先入園に関する誓約書
- 品川区外からの申請に伴う確認表
- 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（転入に伴う申請書）
- 委任状
- 入園辞退届



令和8年4月入園申請書類はこちら



令和8年2月までの入園申請書類はこちら

※必要書類は「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）をご確認ください。

●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項

1日あたりの勤務の短縮時間により、指数認定が変わります。

- ・1日8時間以上の勤務 ⇒ 短縮後の拘束時間が5時間45分以上であれば、本来の勤務時間で認定
 - ・1日8時間未満の勤務 ⇒ 2時間以内の短縮であれば、本来の勤務時間で認定
- 上記以外の短時間勤務 ⇒ 短縮した後の勤務時間で認定

※勤務日数が減る場合は、勤務時間にかかわらず短縮された勤務日数で指数認定をします。

※育児短時間勤務等の制度を利用せず、勤務時間を短縮した場合は短縮後の勤務時間で指数認定をします。

詳細は、「別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方」（P.60）をご確認ください。

4 区外の保育園の申請または区外からの申請について

●品川区外の認可保育園等に申請する方の手続き方法

下表の提出期限より後に提出し、申請先市区町村での受付が間に合わなかった場合は責任を負いかねます。
また、品川区から申請先市区町村へ申請書類を速達では発送していませんのでご注意ください。

（1）申請先市区町村へ入園希望月の前月までに転出予定がある世帯

申請先	申請先市区町村の保育を担当する部署
必要書類	申請先市区町村所定様式
提出期限	申請先市区町村が定める申請締切日

※住民登録の異動後、転出先市区町村の保育を担当する部署で改めて手続きが必要です。
手続き内容については、転出先市区町村へご確認ください。

（2）申請先市区町村へ入園希望月の前月までに転出予定がない世帯

申請先	品川区保育入園調整課入園相談担当
必要書類	申請先市区町村所定様式
提出期限	申請先市区町村が定める申請締切日の10日前

※入園後、保育を必要とする要件の変更および退園等する際は、品川区にて手続きが必要です。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項

各月の申請締切日時点で品川区外にお住まいの方については、下表のとおり申請を制限しています。
また、海外からの申請は、入園希望月の前月までに品川区へ転入予定であれば、受け付けています。

入園希望月の前月までに品川区への転入予定	クラス	4月～9月	10月～2月
あり	0～5歳児	申請可能	
なし ※	0～3歳児	申請不可	保護者のいずれかが品川区在勤（自営業含む）・在学の方に限り、申請可能
	4～5歳児	申請可能	

※入園希望月の前月までに品川区へ転入予定がない世帯の求職活動を要件とする申請は受け付けていません。

必要書類は、「●令和8年4月以降の申請に必要な書類（P.22～P.23）」を必ずご確認ください（すべて品川区書式でご提出ください）。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方の手続き方法

(1) 品川区へ入園希望月の前月までに転入予定がある世帯

申 請 先	品川区保育入園調整課入園相談担当
必 要 書 類	品川区所定様式
提 出 期 限	品川区が定める申請締切日（品川区必着）

※品川区が定める申請締切日については、「別表3 保育園入園申請スケジュール」(P.61)をご確認ください。

※転入予定がある方として入園内定した場合、入園月の前月末日までに品川区への転入（住民登録の異動含む）および品川区保育入園調整課入園相談担当にて手続きが必要です。手続きがない場合、いかなる場合であっても内定は取り消されます。

※令和8年4月入園より、一部調整指数の適用制限を撤廃します。詳細は、「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」(P.62～66)をご確認ください。

※令和8年2月入園までは、一部調整指数が適用されません。詳細は、「**保育園のご案内（令和7年4月版）**」の「**別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）**」(P.64～67)をご確認ください。

(2) 品川区へ入園希望月の前月までに転入予定がない世帯

申 請 先	現在お住まいの市区町村の保育を担当する部署
必 要 書 類	品川区所定様式
提 出 期 限	現在お住まいの市区町村の保育を担当する部署へご確認ください。 (品川区の申請締切日までに必要書類が品川区へ到着している必要があります。)

※転入予定がない方の選考については、優先順位を一番低いものとして取り扱います。

⑤ 延長夜間保育について

延長夜間保育を実施しています。 ※短時間認定の方はご利用できません。

(1) 延長夜間保育等実施園数（令和7年10月時点予定）

早朝延長	午前7時～午前7時30分	—	13園	—
	午前7時15分～午前7時30分	—	1園	—
	午前7時20分～午前7時30分	—	1園	—
延長保育	午後6時30分～午後7時30分	全園で実施		
夜間保育	午後7時30分～午後8時	—	15園	—
	午後7時30分～午後8時30分	6園	63園	1園
	午後7時30分～午後9時	—	1園	—
	午後7時30分～午後9時30分	—	—	—
	午後7時30分～午後10時	6園	—	—

※実施園については、「別表6 認可保育園一覧」(P.70～73)をご確認ください。

～延長夜間保育の時間区分～



(2) 申請方法

原則として、入園（内定）後、利用日までに事前の利用登録が必要です。「時間外保育利用登録書」を記載し保育園へ提出後、園長との面談を実施します。なお、申請時に提出された「就労証明書」等で延長夜間保育を利用する理由・時間帯等が確認できない場合は、再度「就労証明書」等をご提出いただく場合があります。また、利用登録は毎年度更新が必要です。

(3) 利用料金

延長夜間保育を利用する場合は、別途利用料を各保育園にてお支払いください。

※私立保育園およびぷりすくーる西五反田は利用方法・利用料が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

※延長夜間保育利用料は第1子無償化の対象外となります。

◇延長夜間保育利用料一覧（区立保育園、ぷりすくーる西五反田を除く区立民営保育園）

階 層	1 時間以内	1 時間～2 時間以内	2 時間～3 時間30分以内
A、B	200円	400円	700円
C、D1～D3	240円	480円	840円
D4～D12	320円	640円	1,120円
D13～D25	400円	800円	1,400円

※階層については、P.66をご確認ください。

※標準時間認定の場合、月に児童1人につき10日以上利用した場合、11日目以降の延長夜間保育利用料は半額になります。(短時間認定の場合、半額の適用はありません。)

※短時間認定の児童が基本開園時間内で8時間以上利用した場合の時間内延長保育利用料は、延長夜間保育利用料の1時間以内の額が、1時間あたりの額になります。

※お迎えが延長・夜間保育の時間帯にかかった場合は、事前の利用申請がなくても利用料が発生します。

⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化について

区立保育園は昭和30～40年代に開設した保育園が多く、多くの施設が開設当初の建物を適宜改修し使用している状況です。全ての区立保育園において耐震改修工事が完了しているほか、定期的な修繕や必要に応じた改修工事を実施しているため、現段階で施設内の安全性は確保されており、日常保育をするうえで支障はありませんが、今後、老朽化が進むにつれて大規模改修・改築を実施する必要があります。保育園の園庭には仮設園舎を設置することが難しいため、近隣の区有地や既存施設の活用等により、園舎の大規模改修・改築を実施する計画としています。

また、品川区では、民間活力を活用し、保育の質・量の維持・向上を目指すため、区立保育園の民営化（運營業務委託）を進めています。現在、大規模改修および改築計画のある保育園、民営化を実施している保育園は以下のとおりです。本内容についてご理解、ご了承のうえ、保育園の利用申請をしてください。

◇大規模改修・改築の計画のある区立保育園

施設名	年 度						改修時の保育場所（仮設園の利用等）
	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	
東五反田保育園	改 築						令和8年7月から、旧第一日野小学校敷地内（西五反田6-6-18）の仮設園舎を使用予定
西五反田保育園				改 築			令和11年度から、旧第一日野小学校敷地内の仮設園舎を使用予定

※大規模改修・改築時は仮園舎で保育します。

※各保育園等で実施した大規模改修等の説明会Q & Aは、品川区ホームページに掲載しています。

※上記施設以外にも、移転を伴わない改修工事をする保育園があります。

※工事時期については、変更になる場合があります。

※西五反田保育園については、改築後、民営化を視野に入れて検討していきます。

◇民営化（運營業務委託）実施園

施設名	開始年度	事業者名（令和7年度）
三ツ木保育園	令和3年4月	ライクキッズ株式会社
八潮北保育園	令和4年4月	社会福祉法人 品川総合福祉センター
八潮西保育園	令和5年4月	株式会社日本保育サービス
一本橋保育園	令和6年4月	HITOWAキッズライフ株式会社
大井保育園	令和7年4月	株式会社アソシエ・インターナショナル

※三ツ木保育園については、令和8年4月より設置者を区から運営事業者へ変更する検討を行っています。

7 多様な保育サービス

●幼保一体施設

幼保一体施設とは、保育園と幼稚園を一体的に運営することで、充実した乳幼児教育に取り組んでいる施設です。

幼保一体施設には、「年齢区分型」と「並列型」の2種類があります。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立幼稚園案内」をご確認ください。

年齢区分型

- ・二葉すこやか園（二葉つぼみ保育園・二葉幼稚園）
- ・御殿山すこやか園（五反田第二保育園・御殿山幼稚園）

区立幼稚園 4～5歳児クラス
区立保育園 0～3歳児クラス

特長

保育園は3歳児クラスまでです。

4歳児クラスに進級する際に希望すれば、併設の幼稚園に入園することができます。

※二葉つぼみ保育園（短時間保育室）は二葉幼稚園への優先入園はできません。

並列型

- ・のびっこ園台場（台場保育園・台場幼稚園）
- ・第一日野すこやか園（西五反田第二保育園・第一日野幼稚園）
- ・平塚すこやか園（荏原西第二保育園・平塚幼稚園）
- ・八潮すこやか園（八潮南保育園・八潮わかば幼稚園）

区立保育園 0～5歳児クラス	区立幼稚園 4～5歳児クラス
-------------------	-------------------

特長

保育園は5歳児クラスまであり、4・5歳児クラスは幼稚園と一体的に運営しています。

※併設の幼稚園への優先入園はできません。

ぷりすくーる西五反田

幼児教育施設 3～5歳児クラス
認可保育園 0～2歳児クラス

特長

ぷりすくーる西五反田の保育園部門は2歳児クラスまでであり、3～5歳児クラスである幼児教育施設に入園するには別途、ぷりすくーる西五反田への申請が必要です。また、保育時間、保育料等の制度が保育園部門と異なりますので、ご了承のうえ申請してください。

詳細は、ぷりすくーる西五反田に直接、お問い合わせください。

●幼保一体施設の保育園を希望する方へ

各施設を見学するなど、必ず事前に内容を確認し、ご理解・ご納得のうえ申請してください。

なお、品川区立幼稚園は、品川区民であることが入園・在園の要件です。

また、預かり保育は、保護者が就労している場合等、必要と認められる在園児を対象に実施しています。時間、料金および定員は幼稚園ごとに異なります。

●区立認定こども園（幼児教育部門）

一本橋・北品川第二・五反田・旗の台保育園の4園は、4・5歳児クラスにおいて、保護者の就労を問わず短時間の保育を実施しています。なお、就労している場合は、基本保育時間を超えた預かり保育も実施しています。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください。

（1）実施園・定員

一本橋保育園、北品川第二保育園、五反田保育園、旗の台保育園（4・5歳児クラス各5名）

（2）基本保育時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで

※土・日・祝日、年末年始、夏休みなどの長期休業期間があります。

（3）費 用

区立認定こども園の保育料は無償です。

預かり保育を利用する場合は、別途利用料がかかります。

（4）預かり保育

時 間：午前7時30分から午後7時30分まで（基本保育時間を除く）

利用料：日額 750円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額1,150円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※預かり保育の利用は、保護者の就労等が条件です。

無償制度に該当する方の利用料は以下のとおりです。

日額 300円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額 700円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※無償制度の利用料（減額分）の月額上限は最大11,300円までです。

※「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※私立認定こども園の預かり保育についての詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

●短時間就労対応型保育（短時間保育室）

短時間の保育を継続的に必要とする児童を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。

(1) 実施園

伊藤保育園、荏原保育園、北品川第二保育園、二葉つぼみ保育園、南大井保育園

(2) 定 員

1～3歳児クラス 各保育園で10名

(3) 申請方法

「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の第8希望までの中に、「伊藤（短時間）」、「荏原（短時間）」、「北品川第二（短時間）」、「二葉つぼみ（短時間）」、「南大井（短時間）」と記載してください。

(4) 申請できる方の要件

次の①・②両方に該当する方

①保育認定において短時間認定を受けること（標準時間認定の方は申請できません）

②午前9時から午後5時の開園時間内の送迎が可能であること

(5) 保育時間

午前9時から午後5時のうち保育を必要とする時間（保育時間の延長は一切できません）

(6) 利用調整（入園選考）

「保育所等利用調整基準（選考基準）」等に基づき、利用者を決定します。

(7) その他

短時間保育室は**3歳児クラスまで**です。4歳児クラス以降は他園への入園申請または幼稚園・認定こども園等への申請が必要です。「**二葉つぼみ保育園（短時間保育室）**」は、**二葉幼稚園への優先入園はありません。**

●令和8年度空きスペース利用型年間保育事業

入園が不承諾となった1歳児クラス（令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ）の児童をひがしやつやま保育園にてお預かりします。また、令和8年度に対象クラスを変更する場合があります。

8 育児休業明け入園予約制度

区内にお住まいで、産後休業に引き続き児童が1歳になる誕生日の前日（もしくは前日以降）まで、育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復職月からの入園をあらかじめ申請できる制度です。申請人数が受入予定数を超えた場合は、利用調整（入園選考）をします。選考基準は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.62～66）を準用します。ただし、調整指数の適用はありません。（減点項目は適用します。）

（1）実施保育園

区立保育園等36園（幼保一体施設、一部の園は対象外です。）

（2）申請締切日

児童の出生月の翌月末日（最終開庁日）

（3）申請方法

申請は、下記で受け付けています（FAX・メール不可）。

①郵送（簡易書留）受付

保育入園調整課入園相談担当あてに申請書類を送付してください。

郵送は、到着までにお時間がかかるため、余裕をもってご提出ください。簡易書留での手続き方法は、郵便局へお問い合わせください。

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。
「（4）必要書類」をご確認のうえ、書類の記入漏れおよび同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

②保育入園調整課入園相談担当

※不足書類がある場合および書類の内容に不備がある場合は、入園選考の対象外となりますのでご了承ください。

※入園予約については、マイナポータルで受け付けていません。

（4）必要書類

①育休明け入園予約申請書（保育入園調整課の窓口および品川区ホームページから取得できます。
区内認可保育園・郵送では配布していません。）

②保育を必要とする状況を証明する書類（父母分）

例：就労証明書（常勤・パート・内職等で働いている場合※）

※親族の経営する会社に勤務する場合も含む。

就労証明書および就労を証明する書類（自営業・経営者・役員等の場合）

必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）もご確認ください。

（5）結果発表

入園を希望する年月によって、結果発表日が異なります。

【令和8年度0歳児クラス】

入園希望月	令和8年4～7月	令和8年8～11月	令和8年12月～令和9年3月
結果発表日	令和7年9月下旬	令和8年1月下旬	令和8年6月下旬

【令和9年度1歳児クラス】

入園希望月	令和9年4月～令和10年3月
結果発表日	令和8年6月下旬

通常の入園申請と育児休業明け入園予約制度の申請を併願した方は、どちらか一方が先に内定した場合、もう一方の申請を、自動的に取り下げます。

例①： 令和7年9月出生。育児休業を令和8年9月まで取得して入園したいが、入園が難しいと考え、令和8年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 10月末までに「入園予約制度」で令和8年9月入園を申請し、さらに締切日までに令和8年4月入園も申請します。1月下旬に入園予約制度の結果が発表されますが、内定しなかった場合は、その後に4月入園の結果を発表します。

例②： 令和7年12月出生。育児休業を令和8年12月まで取得して入園したいが、入園が難しいと考え、令和8年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 締切日までに令和8年4月の入園も申請し、さらに令和8年1月までに「入園予約制度」で令和8年12月入園を申請します。先に令和8年4月の入園結果が発表されるので、内定した場合は、令和8年12月の入園予約の申請が自動的に取下げになります。